OKINAWA GENERAL CONTRACTORS ASSOCIATION

沖建協会報

No.599
令和2年
4月号

今月号の主な内容

- ◆ 第８回役員会を開催
- ◆ ＣＳＦ防疫作業続く
- ◆ 現場一斉閉所日の試行開始

http://www.okikenkyo.or.jp/

目　次

＜ＮＥＷＳ＞

第８回役員会を開催…… 1

工事総合補償制度説明会を開く…… 3

ＣＳＦ７例目確認で防疫作業続く…… 4

支部活動報告 …… 5

県内各地で年度末建設現場安全パトロール実施

那覇支部･南部支部　合同で防犯パトロール実施

宮古支部　宮古島市と災害協定結ぶ

＜メッセージボード＞

令和２年３月から適用する公共工事設計労務単価について…… 8

県土建部発注の建設工事における社保等未加入対策について…… 11

週休２日の「現場一斉閉所日の試行」実施要領…… 15

県土木建築部総合評価方式の運用改定について…… 16

＜お知らせ＞

建設業福祉共済団からのお知らせ…… 17

西日本建設業保証からのお知らせ…… 18

＜建設雇用改善コーナー＞

人材開発支援助成金の案内…… 20

＜Message～後輩たちへ＞…… 21

＜事務局から＞

協会の動き…… 22

今後の日程…… 22

＜会員の異動＞…… 23

〈表紙写真〉

【青年部会第11回フォトコンテスト
～島の魅力～ 優秀作品より】

〔人の部　最優秀賞〕

題　　名：これぞ職人技！！

撮 影 者：下地　都奈紀

撮影場所：恩納村

企業努力とチームワークで難局を乗り切ろう

第8回役員会を開催

議事7件を審議した

令和元年度第8回役員会を3月24日、建労センターで開催した。

開会のあいさつで下地米蔵会長は「今年は県内では豚コレラ感染、世界的には新型コロナウイルスなど、厳しいスタートとなった」と述べ、「公共事業予算が削減される中、総合評価方式などで個々の企業の力が試されている。企業努力を怠ることなく、業界全体でチームワークを高め、言うべきことはしっかりと発信していくことが重要」と強調。「今後も力を合わせて頑張っていこう」と呼びかけた。

開会のあいさつをする下地会長

議事では、加入申請4件と会員資格承継2件、退会届4件を審議したほか、「建労センターの外壁等修繕工事について」「那覇空港の災害又は事故における緊急的な応急対策等の支援に関する協定について」「犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定について」「令和2年度事業計画(案)及び同予算(案)について」を審議し、全会一致で承認した。

このうち「那覇空港の災害又は事故における緊急的な応急対策等の支援に関する協定」は、国土交通省大阪航空局那覇空港事務所長からの申し入れを受け、4月にも協定締結となる見通しで、今後協定書内容について具体化させていくとした。国交省では空港における大規模自然災害が発生した際には3日以内の民間機の運航再開を目標としており、那覇空港においても同様に実施することとしている。協定締結となれば、協会ではその復旧に必要な資機材と人員を配置し支援にあたることになる。

「犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定」では、協会と県警本部生活安全部で協定を結ぶ予定で、防犯パトロールや地域安全活動などのボラン

ティアを通して、地域の安全・安心を守る活動を行うもの。社会貢献の一環として活動するとともに、若年者の確保・育成にもつながるものとして、積極的な協力を呼びかけた。

また、令和2年度事業計画案及び予算案については、①受注拡大確保に係る要請活動等②若年建設従事者の雇用拡大確保③「働き方改革」による労働環境改善への取組み④会員メリットへの取組み⑤組織強化並びに地域活動の推進などの方針を示し、同予算案についても全会一致で承認した。

その他事項では、働き方改革推進の一環として取り組んでいる「週休2日」の更なる意識向上を図るため、県内における発注機関と受注者が一体となって「現場一斉閉所日の試行」を実施するとし、実施要領を説明した。実施対象は県内の民間工事を含む建設工事。毎月第4土日曜日に実施。国、県発注工事はもとより、市町村工事、その他行政機関工事、民間工事等にも広く参加を呼びかけるとした。また、県土木建築部から「令和2年4月1日以降に契約締結する同部発注の工事から、二次以下を含むすべての下請負人について、社会保険等の加入状況の確認を行い、未加入である場合には受注者（元請け業者）に対してペナルティー（指名停止及び工事成績評定減点）措置を行う」との通達があったことを説明。未加入対策スケジュールの確認を促した。

このほか、九建協土木委員会及び九地整企画部との意見交換会、九建協建築委員会及び九地整営繕部との意見交換会について、仲程俊郎建設副委員長と比嘉正敏委員長がそれぞれ報告。事務局から総会日程について案内した。

閉会のあいさつで津波達也副会長は、県内の新型コロナウイルス感染者が増えたことにふれ「建設業界から、感染者を絶対に出さないという気持ちで、それぞれ検温チェックなどに留意して乗り切っていこう」と述べ、会を締めくくった。

閉会のあいさつをする津波副会長

○議事

1．加入申請について（4件）：【那覇支部】㈱大匠アーキプロ（代表取締役與儀實通）、【浦添・西原支部】沖縄道路興業㈱（代表取締役安里浩）、【中部支部】㈱沖舗（代表取締役松岡明）、【宮古支部】㈱大進興業（代表取締役大浦大介）
2．会員資格承継について（2件）：【那覇支部】㈱小波津組（代表取締役小波津晧）、【北部支部】㈲花城組（代表取締役小渡浩江）
3．退会届について（4件）：【浦添・西原支部】㈲東洋建設（代表取締役安谷屋智章）、【北部支部】㈱沖縄緑建（代表取締役具志堅和樹）、㈱幸男組（代表取締役田場理嗣）、【宮古支部】㈲大昭建設（代表取締役松川勇勝）
4．建労センター外壁等修繕工事について
5．那覇空港の災害又は事故における緊急的な応急対策等の支援に関する協定について
6．犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定について
7．令和2年度事業計画（案）及び同予算（案）について

○その他事項

1．九建協土木委員会、九地整企画部との意見交換会（報告）
2．九建協建築委員会、九地整営繕部との意見交換会（報告）
3．建設産業合同企業説明会2020の開催について
4．週休2日の「現場一斉閉所日の試行」について
5．沖縄県土木建築部が発注する建設工事における建設業者の社会保険等未加入対策について
6．総会日程について

安定的かつ低廉な保険料で提供

工事総合補償制度説明会を開く

沖建協は会員企業限定の「工事総合補償制度」の説明会を2月20日から28日にかけて県内4地区で開催した。

同制度は、工事中の事故や損害など、建設業を取り巻くリスクを包括的に補償するもの。会員企業の財務負担軽減や健全経営に寄与することを目的に平成30年4月に導入。補償内容としては「第三者賠償保障」「工事補償（土木・建築・組立て工事）」「見舞金制度」で構成。協会が契約者となり会員を被保険者とする団体契約で、団体契約にすることでスケールメリットを活かし、補償内容や加入手続きの簡素化に加え、一般の保険料より約4割程度、低廉な保険料となっている。

21日に建労センターで開かれた説明会では、大同火災海上保険㈱営業第二部の山口光久うらそえ支社副長が制度概要や補償内容、加入手続き等について説明したほか、今年度の変更点について解説。主な変更点として、補償範囲が拡大されたことをあげ、これまで対象外だった元請業者と下請負人の間の賠償事故や下請業者間の賠償事故が補償対象となると説明。このほか、第三者賠償補償の支払対象限度額および免責金額が追加されたと説明した。

説明会ではこのほか、事故事例を示しながら、補償ポイントや留意点などを解説。沖建協の浦崎直哉総務部長は「工事単体で保険を掛けている場合は漏れが生じる可能性がある。この機会に現在の保険と比較し、事務経費の負担軽減につながる年間契約を検討してもらいたい」と呼びかけた。保険加入については、年度途中からでも加入できる。11月末時点の加入企業は87社。協会では、支払限度額の選択肢を増やし、より会員のニーズに合った制度の拡充を図ることにしている。

加入手続きなどの説明を受けた（21日、建労センター）

北部地区（20日）

宮古地区（28日）

八重山地区（28日）

ＣＳＦ７例目確認で防疫作業続く

これまで延べ930人を動員

３月12日に県内７例目の豚熱（ＣＳＦ、豚コレラ）感染が確認された。これまで連日、昼夜を問わず防疫作業に従事している沖建協会員企業と関係協力会社は、今回も殺処分後の豚の運搬や、埋却作業などの対応にあたった。

感染が確認されたのは、前回６例目が発生した養豚場に隣接した、県が監視強化対象農場としていたところ。飼育頭数441頭すべてを殺処分した。感染が確認された12日に、県からの要請を受け、会員企業の協力に応じた地域企業と連携を図りながら、前回と同じうるま市内の県有地で、午前10時に埋却溝の掘削作業を開始した。午後２時までに延長15ｍ×深さ５ｍ×幅５ｍの掘削を完了。豚のトラックへの積込みや運搬、埋却作業を24時間４交代で実施、すべての作業を16日までに終えた。今回の動員数は延べ30人、トラック１台とバックホウなどの重機２台で対応した。

防疫支援活動は、平成25年に県と締結した「家畜伝染病発生時における支援活動に関する基本協定」に基づくもので、今年１月７日に緊急出動したのが初めて。約３カ月の間に７例の感染が確認され、その都度、協会では防疫支援活動にあたった。年度末の繁忙期を迎え人員確保も厳しい状況であったが、会員企業と関係協力会社を中心に昼夜を問わず、防疫活動に尽力した。

7例目の埋却作業

防疫ステーションでは人員配置等の調整にあたった

■これまでの豚熱防疫支援活動内容

内　容	1例目	2例目	3例目	4例目	5例目	6例目	7例目
発生日時	1月7日	1月10日		1月15日	2月2日	2月25日	3月12日
発生場所	うるま市	うるま市	沖縄市	うるま市	沖縄市	うるま市	うるま市
埋却地	うるま市・沖縄市				うるま市	うるま市	うるま市
殺処分数	2,000	3,000	2,300	1,800	1,857	1,039	441
支援期間	1/8～1/25				2/2～2/6	2/26～2/29	3/12～3/16
埋却溝	70m×6m×4m(5カ所) 25m×6m×4m(2カ所)				50m×6m×4m 20m×6m×4m	35m×6.2m ×5.5m	15m×5m ×5m
動員状況(延べ人員)	750人(103社)				75人	80人	33人
動員状況(重機など)	トラック・バックホウ・ダンプ・ユニック等				トラック・ バックホウ等	トラック3台・ バックホウ等6台	トラック1台・ バックホウ等2台
主な支援活動	埋却地確保検討に対する支援、埋却地の掘削、積込み・運搬、埋却作業、汚染物品等の積込み・搬送・埋却など						
※防疫ステーション	沖建協役職員、会員企業を中心に24時間交代で人員配置や重機手配などの調整を行った						

支部活動報告

県内各地で建設現場安全パトロール実施

「建設業年度末労働災害防止強調月間（3月1日～31日）」に合わせて、建設業労働災害防止協会沖縄県支部の各分会は県内各地で建設現場安全パトロールを実施。安全指導員らが各現場を巡回し、労働災害の未然防止・安全管理の徹底を呼びかけた。

■建災防那覇分会・南部分会（那覇支部・南部支部）

建災防那覇分会（長山宏分会長）と南部分会（上原進分会長）は2月12日に合同で管内の建設現場安全パトロールを実施。会員企業の安全指導者ら15人が参加した。

一行は4班に分かれて、那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事や新社屋兼宿泊施設新築工事など公共、民間工事現場を巡回、安全対策の取り組み状況を確認した。

出発式で建災防県支部の與那嶺茂良専務理事は令和元年度の労災発生件数が、近年で最も多い状況にあるとして「安全帯を適切に着用し安全に作業できる環境を整えてほしい」と呼びかけた。

足場等をチェックした（2月12日）

■建災防中部分会（中部支部）

建災防中部分会（手登根明分会長）は2月19日、管内の建設現場安全パトロールを行った。

安全指導員らが参加して、うるま市の（仮称）サンエー石川シティ新築工事現場では、足場の墜落防止対策や、高所作業での安全帯の着用、整理整頓状況、建設機械の安全対策などを確認した。

パトロール終了後、安全指導員らは「工期が厳しい中さまざまな工事が輻輳し大変だと思うが、安全第一で取り組んでほしい」「全体的に安全対策が取られていた現場だと思う。引き続き無事故無災害に向け、安全作業で工事を進めてほしい」などと講評した。

安全対策を確認（2月19日）

■建災防北部分会（北部支部）

建災防北部分会（仲泊栄次分会長）は2月21日、年度末の建設現場安全パトロールを実施した。パトロールは2班に分かれて、名護市内を中心に本部町や大宜味村などの建設現場を巡回。足場周りや整理整頓状況などを確認、指導した。

このうち、名護東道路4号トンネル工事や数久田

支部活動報告

ＩＣオンランプ橋下部工（Ｐ１～Ｐ３基礎Ａ２）および道路改良工事等の現場では、のり面作業時のメイン・サブロープ設備のチェックや、ホテル新築工事現場では、エレベーター開口部の養生指導などを行った。

また、本部町の民間共同住宅新築工事現場では、足場板のすき間や手すりなど墜落防止・安全対策を確認、外部足場の指導等を行った。

外部足場の確認（２月21日）

■建災防宮古分会（宮古支部）

建災防宮古分会（長田幸夫分会長）は２月19日、年度末の安全パトロールを実施した。

出発式で長田分会長は、人手不足から島外、外国人労働者に頼っている現状を説明。「企業は元気に出社してきた従業員を就業後には元気に家庭へ送り届ける義務がある」と強調。「パトロールでは危険箇所を総点検して、安全指導をしていただきたい」とあいさつした。

また、年度末に向け、多くの現場で完工時期を迎え、下請業者の混在など、災害危険度が高まる傾向にあることから、宮古労働基準監督署の小池雅弘署長は、「人手不足の状況もあり、災害防止には特段の配慮が必要。分会と労基署が協力して労災ゼロを目標にパトロールしたい」と述べ、参加者全員で指差し唱和を行ったあと、パトロールに出発した。

指差し唱和する指導員ら（２月19日）

■八重山分会（八重山支部）

建災防八重山分会（米盛博明分会長）は３月16日、「みんなで目指すゼロ災害　ルールを守る安全職場」をスローガンに、令和元年度の年度末建設現場安全パトロールを実施した。

石垣市の八重山建設会館で行われた出発式で米盛分会長は、建設業における令和元年度の県内労働災害発生状況（２月速報値）について「労働災害は208人で、うち死亡事故は８人。このうち２人は八重山管内で発生している」と危機感を示し、危険箇所の確認や安全対策の徹底を呼びかけた。

パトロールは３班に分かれて、市内の建設現場11カ所を巡回。このうち、真栄里地内にあるホテル新築工事現場では、足場の点検や落下物防止対策、重機災害対策などを確認した。

建設機械の確認（３月16日）

■那覇支部・南部支部　合同で防犯パトロール実施

那覇支部（長山宏支部長）と南部支部（上原進支部長）は3月27日、合同で那覇市小禄地区の防犯パトロールを実施。両支部会員企業から24人が参加した。

当日は二手に分かれて、那覇市小禄の小禄南小学校や宇栄原団地、小禄中学校周辺などを巡回。午後8時頃からスタートし、すれ違う人たちともあいさつを交わし、地域の安全・安心につながる見回り活動を行った。

同防犯パトロールは那覇支部が平成30年から実施しているもので、今回のパトロールは今年度に計画している全4回のうち、最終回のパトロール。参加者からは「道路沿いの明かりが少なく、暗いところも多いので、防犯活動は重要」との感想があった。南部支部は今回初めて参加した。

パトロールに参加した皆さん

■宮古支部　宮古島市と災害協定結ぶ

宮古支部（長田幸夫支部長）は2月27日、宮古島市と災害時における応急対策の協力に関する協定を締結した。これを受け、同支部では、地震や津波などの自然災害、その他の大規模災害が宮古島市で発生した場合において、市が管理する公共施設、道路、漁港、上下水道等のライフラインの復旧や建設機械の調達など、市民生活の安全と生活を確保するため、いち早く応急対策等の支援活動にあたることになる。

調印式で長田支部長は「災害復旧にはスピード感が要求される。これまで、協会全体で災害復旧システムを活用した災害時の対応について指導・教育を受けてきた。今後もしっかりと地域の安全・安心を守るため、建設業が果たすべき役割に努め、期待に応えられるように頑張っていきたい」と話した。下地敏彦市長は「宮古支部の皆さんにはこれまでもさまざまな場面でご協力をいただいている。今回の協定締結で、これまで以上に密接に連携し、市民の安全安心に寄与していきたいと思う」と述べた。

協定書を手にする長田支部長（左から5人目）と
下地敏彦市長（同4人目）

令和２年2月14日
土地・建設産業局　建設市場整備課

令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○ 令和元年度に実施した公共事業労務費調査に基づき、公共工事設計労務単価を決定し、令和２年３月から適用することとしたので、お知らせします。

1. 令和２年３月から適用する公共工事設計労務単価について

決定した都道府県別・職種別の公共工事設計労務単価一覧を「令和２年３月から適用する公共工事設計労務単価」に示す。なお、単価の決定にあたり、社会保険に未加入の者が適正に加入できるよう、引き続き、法定福利費相当額を適切に反映している。加えて、今年度より労働基準法の改正による有給休暇の取得義務化をふまえ、義務化分の有給休暇取得に要する費用を反映している。

また、入札不調の発生状況等に応じて公共工事設計労務単価を機動的に見直すことのできるよう措置している。

公共工事設計労務単価は、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課及び各地方整備局技術管理担当課等で閲覧できる。

2. 公共工事設計労務単価について

（１）公共工事設計労務単価の構成

公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成される（図－１）。

① 基本給相当額
② 基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）
③ 臨時の給与（賞与等）
④ 実物給与（食事の支給等）

図－１　公共工事設計労務単価の構成

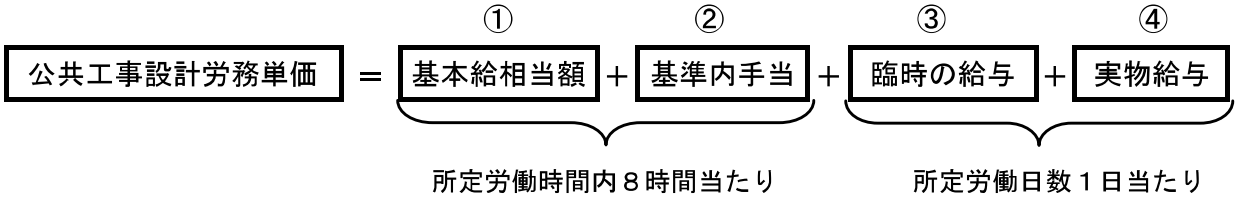

（２）公共工事設計労務単価に含まれない賃金、手当、経費

① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
③ 現場管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費

（例えば、交通誘導警備員Ａ、Ｂの単価については、警備会社に必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は、含まれていない。）

（３）留意事項

公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意すること。

・本単価に含まれる賃金の範囲は（１）のとおりであり、（２）に示すものは含まれないこと（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている）

なお、労働者の雇用に伴う必要経費を含めた金額を参考に示す。

３．公共事業労務費調査の概要について

（１）調査目的

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定にあたっては、「予算決算及び会計令」において、取引の実例価格、需給の状況等を考慮して適正に定めることとされている。

これに基づき、農林水産省及び国土交通省では、公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価を決定するため、所管する公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を、昭和45年より毎年定期的に調査している。

（２）調査方法

① 調査対象工事

農林水産省及び国土交通省所管の直轄・補助事業等のうち、令和元年１０月に施工中の１件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、無作為に抽出。未着工、完了等の無効となった工事を除く有効工事件数は、10,200件。

地方別の有効工事件数を表－１に示す。

② 調査の実施方法

調査対象者は、調査対象工事に従事する５１職種の建設労働者等（各職種の定義・作業内容を「調査対象職種の定義・作業内容」に示す）。労働基準法により使用者に調製・保存が義務付けられている賃金台帳から、請負業者（元請会社及び協力会社）が転記する等して調査票を作成。会場調査において、調査票記載内容を照合・確認することにより、賃金の支払い実態を把握。

表－1 有効工事件数及び有効標本数

地方連絡協議会名	有効工事件数（件）	有効標本数（人）
北海道	819	7,195
東北	1,301	13,479
関東	1,713	15,939
北陸	843	6,891
中部	1,283	9,844
近畿	1,077	8,714
中国	918	6,761
四国	769	5,229
九州	1,213	9,198
沖縄	264	2,056
全国計	10,200	85,306

③ 有効標本数

賃金台帳の不備等による不良標本を除いた有効標本数は、全職種で85,306人。

地方別の有効標本数を表－１に示す。

④ 公共工事設計労務単価の決定

有効標本について、所定労働時間内８時間当たりに換算し、都道府県別・職種別に集計。集計結果を基に、公共工事設計労務単価を決定。

なお、建築ブロック工については、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価として設定するに至らなかった。

⑤ その他

令和元年10月調査の対象となった工事の件名及び請負会社名（元請）については、各地方連絡協議会事務局（国土交通省各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の技術管理課等）において、割増対象賃金比については国土交通省ホームページにおいても閲覧できる。

（別添）

（参考）

令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価（沖縄）　※所定労働時間8時間当たりの金額（単位：円）

特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工
21,900	19,300	14,900	18,700	23,600	28,500	－	－	17,200	26,100
(30,800)	(27,100)	(20,900)	(26,300)	(33,200)	(40,100)	－	－	(24,200)	(36,700)
鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手（特殊）	運転手（一般）	潜かん工	潜かん世話役	さく岩工	トンネル特殊工	トンネル作業員
20,700	24,800	24,800	24,900	21,900	34,900	41,400	－	29,700	24,000
(29,100)	(34,900)	(34,900)	(35,000)	(30,800)	(49,100)	(58,200)	－	(41,800)	(33,700)
トンネル世話役	橋りょう特殊工	橋りょう塗装工	橋りょう世話役	土木一般世話役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員
35,800	33,600	27,200	40,100	24,900	24,700	21,900	47,700	29,400	31,800
(50,300)	(47,200)	(38,200)	(56,400)	(35,000)	(34,700)	(30,800)	(67,100)	(41,300)	(44,700)
山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工
－	－	27,000	－	26,000	17,500	－	30,800	－	－
－	－	(38,000)	－	(36,600)	(24,600)	－	(43,300)	－	－
サッシ工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	設備機械工	交通誘導警備員A	交通誘導警備員B	
－	20,200	22,900	－	16,700	－	－	12,700	10,600	
－	(28,400)	(32,200)	－	(23,500)	－	－	(17,900)	(14,900)	

上 段：公共工事設計労務単価
（下段）：公共工事設計労務単価+必要経費（法定福利費（事業主負担分）、労務管理費、宿舎費等）（参考値）

注意事項

①公共工事設計労務単価（上段）は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
②本単価は、所定労働時間内８時間当たりの単価である。
③時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
④公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
⑤法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
⑥建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費（事業主負担分）、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額（参考値）を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
⑦この表は、「令和２年３月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

土技第1600号
令和2年3月10日

(一社)沖縄県建設業協会長 殿

沖縄県土木建築部長
上原　国定

沖縄県土木建築部が発注する建設工事における建設業者の社会保険等未加入対策について

みだしのことについて、社会保険等未加入対策については、「沖縄県土木建築部が発注する建設工事における建設業者の社会保険等未加入対策について (平成 31 年 5 月 7 日付 土技第 124 号)」にて、取り組んでいるところです。

令和 2 年度からは、社会保険等未加入対策の更なる推進を図るため、二次以下を含む全ての下請負人が社会保険等未加入業者であった場合、加入指導期間を経てもなお未加入業者である場合は、元請けに対し「指名停止」及び「工事成績評定減点」のペナルティー措置を実施することから、下記のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。

貴団体におかれましては、会員のみなさまへ周知いただきますようお願いいたします。

また、下記取扱いにつきましては、関係部局長及び県内各市町村あてに参考送付しておりますので、併せてお知らせします。

記

1. 下請契約 (全ての下請契約をいう。以下同じ。) における社会保険等未加入建設業者 の取扱い

下請契約を締結する工事において、受注者は、原則として、健康保険法(大正 11 年法 律第 70 号) 第 48 条、厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) 第 27 条又は雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号) 第 7 条の規定による届出 (以下「届出」という。) をしていない建設業者 (建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。) を下請負人としないものとする。社会保険等未加入建設業者の取扱いに関する具体的な手続は、以下の とおり。

(1) 社会保険等未加入建設業者の確認等

監督員 (建設工事請負契約約款 (平成 9 年告示第 317 号) 第 9 条に定める者をいう。以下同じ。) は、下請負人が社会保険等未加入建設業者に該当するか否かについて、受注者から提出された施工体制台帳及び添付書類にて確認するものとする。

監督員は、下請負人が社会保険等未加入業者に該当するとした場合、当該下請負人に係る契約書及び施工体制台帳 (当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。以下「下請契約書等」という。) の写しを発注機関 (工事を発注する課 (所) をいう。以下同じ。) の契約担当班 (発注機関において入札及び契約を担当する班をいう。以 下同じ。) に送付するものとする。

①下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合

監督員は受注者に対して、建設工事請負契約書第 7 条の 2 第 2 項に基づき、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面 (以下「特別事情申請書」という。) を速やかに提出するよう書面にて通知する。

この際、特別事情申請書によっても当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となること等の特別の事情を有すると発注者が認めない場合には、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。

契約担当班は監督員からの下請契約書等の写しの送付を受け、契約違反のおそれが発生した旨を技術・建設業課長及び主務課長 (実施する工事の施工に関する事務を分掌する本庁の課長をいう。以下同じ。) に報告するものとする。

その後受注者から特別事情申請書が提出された場合には、監督員は契約担当班へ特別事情申請書を送付するものとする。

発注機関は、特別事情申請書に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施するなど確認を行うものとする。

発注機関の長は当該特別の事情に該当するか否かを決定するものとするが、当該決定に当たっては、技術審査会等を活用しても差し支えない。

また、特別事情申請書が提出されなかった場合には、当該特別の事情を有しないものとみなして差し支えない。

②下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合における改善の指示等

ア　特別の事情を有しないと認めた場合

契約担当班は、受注者に対して、当該特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由を通知するものとする。

なお、工期 (受発注者間の契約における工期をいう。以下同じ。) 内かつ当該通知後においても、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している状態が継続している場合には、監督員は一定の期間を定めて、受注者に対して当該社会保険等未加入建設業者が、未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認することができる書類 (以下「確認書類」という。) を契約担当班に提出するよう改善 の指示を行うものとする。

この際、確認書類が提出されなかった場合には、契約担当班は 2 の通報を行う。通報後、技術・建設業課において、指名停止の手続を行う。

イ　特別の事情を有すると認めた場合

契約担当班は、受注者に対して、当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、一定の期間を指定しその期間内に確認書類を契約担当班に提出するよう求めるものとする。

この際、当該期間内に受注者から確認書類が提出されなかった場合には、工事請負契約書第７条の２第１項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものと する。

なお、工期内かつ当該通知後においても、工事請負契約書第７条の２第１項の規定に違反している状態が継続している場合には、監督員は再度一定の期間を定めて、受注者に対して確認書類を契約担当班に提出するよう改善の指示を行うものとする。

この際、確認書類が提出されなかった場合には、契約担当班は２の通報を行うものとする。

通報後、技術・建設業課において、指名停止の手続を行う。

２. 建設業担当課への通報

契約担当班は、1. (1)②において確認書類が提出されなかった場合には、速やかに、建設業者の指導及び監督に関することを担当する課 (技術・建設業課をいう。以下「建設業担当課」という。) に、発注者名、工事件名、当該社会保険等未加入建設業者の商号又は名称、許可番号及び住所を通報するものとする。なお、その際には、当該社会保険等未加入建設業者に係る施工体制台帳の写しを添付するものとする。

３. 許可権者による指導等

建設業担当課は、契約担当班から通報を受けたときは、建設業許可申請時 (許可の更新時を含む。) 及び経営事項審査時等と同様に社会保険等の加入に係る指導等の手続を行うものとする。

４. その他

(1) 最終的に提出された下請契約書等の写し、特別事情申請書及び確認書類は、発注機関において、契約関係図書の一部として保存するものとする。

(2) それぞれの下請負人が行う工事の終了後に、当該下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが確認された場合にあっては、1. から 3. の規定に準じて取扱うものとする。

５. 適用時期

令和２年４月１日以降に契約を締結する工事から適用する。

沖縄県土木建築部が発注する建設工事における建設業者の社会保険等未加入対策について

令和2年3月10日

沖縄県土木建築部では、社会保険等未加入対策を通じて、技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保及び法定福利費を適正に負担する企業による公平で 健全な競争環境の構築を図るため、平成 29 年 3 月 1 日以降に県と契約を締結する全ての建設工事において、社会保険等未加入建設業者 (届出の義務がない者を除く。以下同じ。) との 一次下請契約を原則禁止し、平成 30 年 6 月 1 日以降は加入指導、令和元年 6 月 1 日以降は、受注者 (元請業者) への指名停止や工事成績評定減点のペナルティー措置の導入及び二次以下下請負人への加入指導を行うなど取組を強化してきたところです。

ついては、令和 2 年 4 月 1 日以降に契約を締結する工事から、二次以下を含む全ての下請負人について、社会保険等加入状況の確認を行い、未加入建設業者である場合には、受注者に対しペナルティー措置を行うこととします。

社会保険等未加入対策については、下記のスケジュールをご参照下さい。

社会保険等未加入対策スケジュール

平成 28 年度	実施済 平成 29 年 3 月 1 日	・建設工事請負約款改正に伴い一次下請負人の健康保険等加入義務を規定 **※平成 29 年 3 月 1 日以降に締結する契約から適用**
平成 30 年度	実施済 平成 30 年 6 月 1 日	・一次下請負人に係る社会保険等未加入状況の確認及び改善指導 **※平成 30 年 6 月 1 日以降に契約を締結する工事から適用**
令和元年度	実施済 令和元年 6 月 1 日	・一次下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合、受注者に対しペナルティー (指名停止及び工事成績評定減点) の実施 ・二次以下の下請負人に係る社会保険等未加入状況の確認及び改善指導 **※令和元年 6 月 1 日以降に契約を締結する工事から適用**
令和 2 年度	実施予定 令和 2 年 4 月 1 日	・建設工事請負約款改正において二次以下の下請負人の健康保険等加入義務を規定 ・二次以下の下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合、受注者に対しペナルティー (指名停止及び工事成績評定減点) の実施 **※令和 2 年 4 月 1 日以降に契約を締結する工事から適用**

令和2年4月1日

(一社)沖縄県建設業協会
(一社)沖縄県建設産業団体連合会
沖縄県土木建築部
沖縄総合事務局開発建設部

沖縄県内における週休2日の「現場一斉閉所日の試行」実施要領

1.目的

建設産業での働き方改革推進の一環として取り組んでいる「週休2日」の更なる意識向上を図るため、沖縄県内における発注機関と受注者が一体となり、「現場一斉閉所日の試行」を実施する。

2.対象

○対象は、沖縄県内の民間工事を含む建設工事
・国、県発注工事は基本的に実施。
※災害復旧工事、或いは事業工程上止むを得ない工事、現場閉所が困難な維持工事等は除く。
○港湾空港、営繕工事、市町村工事、その他行政機関工事及び民間工事には、広く参加を呼びかけ。

【国・県関係試行対象機関】
内閣府：沖縄総合事務局開発建設部
沖縄県：土木建築部

3.現場一斉閉所の実施日

○毎月　第4土日曜日

4.実施方法

○毎月第4土、日曜日は、終日、現場事務所を含む建設現場を閉所する。
なお、特別な事情により、第4土日曜日に設定出来ない場合は受発注者間で協議の上、別途土日曜日に実施でも可とする。
○現場一斉閉所予定日に災害対応等を行った場合は、現場一斉閉所の対象外とする。
○現場一斉閉所日の試行に関するポスター・チラシ等を作成し、各建設業界団体と協力して幅広く周知を図る。

5.その他

○未実施工事における罰則規定等は無しとする。
○沖縄総合事務局開発建設部及び沖縄県土木建築部発注工事で、全工期を通して現場一斉閉所を実施した工事については、その後発注される工事での総合評価方式入札手続きにおいて加点評価の対象とする。

※沖縄県土木建築部発注工事では、令和2年10月以降に総合評価方式での加点評価を適用することを検討している。

県土木建築部総合評価方式の運用改定について

R2.3.23 技術・建設業課

1. 概要

不調・不落対策のため、難工事実施工事実績の評価、同一工種の工事成績における小規模工事（最終金額1,000万円未満）の除外を行うこととした。

2. 評価項目の追加

令和２年４月１日以降入札手続き（公告）を開始する工事について、難工事に関する証明書を完成時に発行することとし、これを以降の総合評価落札方式の工事の評価対象とすることとした。なお、本評価による加点が本格化するのは下半期以降と考えている。

2.1 難工事実施工事実績≪全型共通≫

難工事指定試行要領の策定に基づく、難工事実施証明書により、工事契約の不調・不落の発生が多い難工事の施工実績を評価することにより、地域に貢献していることを評価する。

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
難工事実施工事実績	過去1年間の難工事実施証明書発行工事実績の有無	2	2.0	難工事実施証明書が発行された実績あり
			0.0	難工事実施証明書が発行された実績なし

3. 評価項目の改定

3.1 同一工種の工事成績≪全型共通≫

小規模工事（最終金額1,000万円未満）の工事については、同一工種の工事成績の対象としないこととした。

建設業協会からは、「小規模工事や随契工事等は通常の工事より工事成績評定が低くなることから、総合評価における企業の工事成績の対象から除いて頂きたい。」という要望があったが、随意契約を対象外とすることについては、契約方式の確認方法について検討を要することとなることから、今後の課題とする。

１）評価に関する運用事項（別記様式７）

ｂ）沖縄県土木建築部が発注した全ての工事のうち、当該発注工事と同一工種**及び最終契約金額1,000万円以上**の工事の工事成績を評価対象とする。

3.2 優良建設業者表彰及び優良技術者表彰≪全型共通≫

（R2年度から予定されている）沖縄県企業局長が表彰する工事についても、評価の対象とすることとした。ただし、発注工種と同部門の表彰に限る。

4. その他

各評価項目のＪＶに関する運用事項など、問い合わせ等が多数あり内容が分かりにくいもの等について、これまでの運用を大きく変えない範囲で、文言等の修正を行った。

また、施工計画評価に係る技術提案様式（別記様式４－２、４－３、４－４）について、文字数を標記することとした。

5. 補足

九州・沖縄ブロック土木部長会議での統一事項に基づき、今回の改定を検討していた評価項目①週休2日工事実績、②ICT 活用実績の追加については、沖縄県建設業協会より、強く「延期」の要望があったことから、令和2 年10月以降の適用とすることとして、今後も検討を続ける。

お知らせ

建設共済保険（法定外労災補償制度）

労働災害は、いつ、どこで起こるかわかりません！

― 建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします。―

屋根からの転落、火災、交通事故・・・など、いつどこで起こるかわからない労働災害。大切な社員、ご家族のために、是非この機会に加入をご検討ください。⇒死亡、障害 1～7 級、傷病 1～3 級を補償します。

◆建設共済保険は、被災者への補償はもちろんのこと、災害発生時に企業が負担する諸費用も補償します。

【建設共済保険：過去の保険金支払い事例】

1．死亡されたケース

瓦補修作業中に誤って滑り落ち、タキロン屋根を突き破って土間コンクリートに転落。

（外傷性くも膜下出血により死亡）
保険金合計　2,000 万円
（被災者補償保険金　1,000 万円）
（諸費用補償保険金　1,000 万円）

作業員宿舎で、就寝中に火災発生。（死亡）

保険金合計　3,000 万円
（被災者補償保険金　1,500 万円）
（諸費用補償保険金　1,500 万円）

2．労災事故により重篤な障害が残ったケース

屋根裏下地材の取付け作業中、２階梁から降りる際に脚立を踏み外し転落。（脳内出血・くも膜下出血により 障害等級 第１級 ）

保険金合計　2,000 万円
（被災者補償保険金　1,000 万円）
（諸費用補償保険金　1,000 万円）

3．複数人が被災（死亡）されたケース

道路下の法面を補強する工事において法面の下側にて水質汚濁処理の作業中、工事区間隣りの法面が突然崩落し、作業員５名が被災。（土砂に埋もれ５名死亡）

５名分保険金合計　２億円(1 名あたり 4,000 万円)
（５名分被災者補償保険金　１億円(1 名あたり 2,000 万円)）
（５名分諸費用補償保険金　１億円(1 名あたり 2,000 万円)）

4．通勤途上に被災されたケース

会社から自宅への通常の通勤経路を車で帰宅中、左カーブで対向車線に進入し対向車に正面衝突。（全身打撲により死亡）

保険金合計　4,000 万円
（被災者補償保険金　2,000 万円）
（諸費用補償保険金　2,000 万円）

【建設共済保険の特長】（年間完成工事高契約）

①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
④元請・下請を問わず無記名で補償
⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員 300 人以下の場合)
⑥経営事項審査において１５点の加点

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

[育英奨学事業]

被災者（死亡および障害・傷病３級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

[労働安全衛生推進事業]

●安全衛生用品の頒布
●女性専用トイレ導入費用に対する助成
●安全衛生推進者表彰　等

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは
公益財団法人 建設業福祉共済団
Tel 03-3591-8451
URL:http://www.kyousaidan.or.jp/

建設共済保険　検索

取扱機関
一般社団法人 沖縄建設業協会
Tel 098-876-5211

お知らせ

沖縄県内の公共工事動向（令和2年2月分）

西日本建設業保証（株）沖縄支店

▼ 概況

（単位：件、百万円、％）

	当月		前年同月比		累計		前年同期比	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	27	6,169	100.0	32.3	401	76,974	98.5	94.0
独立行政法人等	1	14	100.0	192.8	34	5,433	121.4	117.7
沖縄県	42	2,937	97.7	113.8	872	59,016	96.2	89.8
市町村	77	5,345	105.5	146.1	1,582	112,888	104.5	125.9
その他	5	134	55.6	5.4	132	18,773	102.3	137.2
令和元年度	**152**	**14,601**	**99.3**	**52.5**	**3,021**	**273,085**	**101.2**	**106.8**
平成３０年度	153	27,833	103.4	112.8	2,984	255,669	93.3	77.9
平成２９年度	148	24,674	82.7	89.7	3,198	328,112	91.5	111.7
平成２８年度	179	27,499	76.2	61.4	3,496	293,673	98.2	102.9
平成２７年度	235	44,788	103.1	176.4	3,559	285,450	92.2	105.1

▼ 月別請負金額、単月・累計前年対比の推移

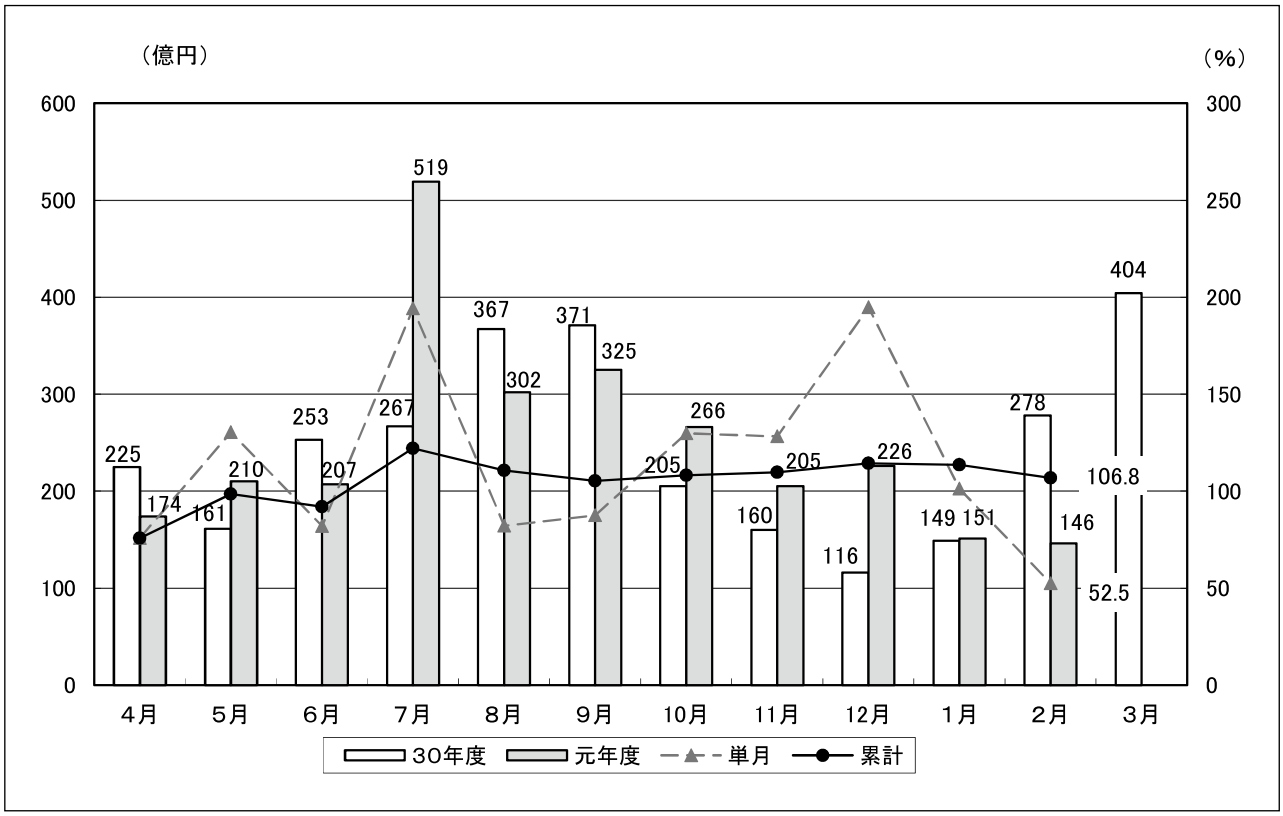

工事後半の資金繰りをサポート！

中間前払金のご案内

当初の前払金 40% ＋ 中間前払金 20%

簡単な手続きで工事代金を早く受け取れます！

中間前払金とは？

当初の前払金（請負金額の40%）に加え、
さらに請負金額の20%を受け取れます。

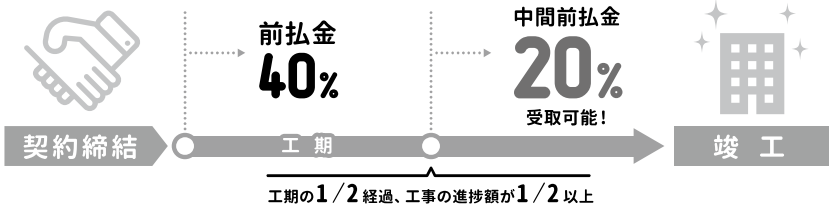

よくある質問 Q&A

Q どのような場合に請求できるの？

A 工期の1/2を経過し、工事の進捗額が1/2以上となった場合です。

Q 出来高検査はあるの？

A 部分払いのような出来高検査はなく、現場を止める必要はありません。

Q 手続きは面倒じゃないの？

A 手続きは簡単です。当社に次の書類をご提出ください。
- 保証申込書
- 前払金使途内訳明細書
- 発注者が発行する認定調書（写）

Q 保証料はどれくらいかかるの？

A 保証料率は一律0.065%と非常にローコストです。

一例 請負金額5,000万円の工事の場合

中間前払金1,000万円×0.065%▶保証料 6,500円

対象発注者、対象工事等につきましては、お気軽に当社へお問合わせください。

西日本建設業保証株式会社 沖縄支店
〒901-2131
沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号（沖縄県建設会館3F）
TEL 098-876-1981 ［営業時間（平日）］9:00 ▸ 17:00
FAX 0120-441-455
西日本建設業保証 検索
https://www.wjcs.net/

建設
雇用改善
コーナー

人材開発支援助成金の案内

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。企業の人材育成と労働者の職業能力開発のために、ぜひ、ご活用ください。

〈平成 30 年 4 月1日からの主な改正内容〉

1. キャリアアップ助成金の人材育成コース、建設労働者確保育成助成金の認定訓練コース及び技能実習コース、障害者職業能力開発助成金を統合し、助成メニューを7類型（特定訓練コース、一般訓練コース、特別育成訓練コース、教育訓練休暇付与コース、建設労働者認定訓練コース、建設労働者技能実習コース、障害者職業能力開発コース）に整理統合しました。
2. 労働生産性が向上している企業について支給する割増助成分について、特定訓練コースのみ、訓練開始日が属する会計年度の前年度とその3年度後の会計年度と比較する成果主義へ変更しました。
3. 制度導入助成について、教育訓練休暇付与コースを新設するとともに、キャリア形成支援制度導入コース及び職業能力検定制度導入コースについては、平成29年度限りで廃止いたしました。
   その他詳細はHP（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html）などでご確認ください

〈各コースの申請期限〉
○訓練実施計画（訓練様式第1号）
→訓練開始日から起算して1カ月までに提出するようお願いします。
例：訓練開始日が7月1日である場合、6月1日が提出期限
訓練開始日が7月15日である場合、6月15日
訓練開始日が7月31日である場合、6月30日（6月31日がないためその前日）
訓練開始日が9月30日である場合、8月30日（前月の同日が期限）
訓練開始日が3月29日、30日、31日である場合、いずれも2月28日（2月29日まである場合は29日）
※新たに雇い入れた被保険者のみを対象とした訓練等雇い入れ日から訓練開始日までが1カ月以内である訓練等の訓練実施計画届の提出期間については、訓練開始日から起算して原則1カ月前に提出するようお願いします。
※訓練実施計画届提出時において、提出が困難な添付書類がある場合には当該添付書類について訓練開始日の前日までに提出するようお願いします。
※申請期限について平成29年度と取り扱いが異なるのでご留意ください。

人材開発支援助成金

特定訓練コース	・労働生産性の向上に係る訓練　・雇用型訓練　・若年労働者への訓練 ・技能継承等の訓練　・グローバル人材育成の訓練
一般訓練コース	上記以外の訓練
教育訓練休暇付与コース	・有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成
特別育成訓練コース	・一般職業訓練　・有期実習型訓練　・中小企業等担い手育成訓練
建設労働者認定訓練コース	・認定職業訓練または指導員訓練のうち建設関連の訓練
建設労働者技能実習コース	・安衛法に基づく教習及び技能講習や特別教育 ・能開法に規定する技能検定試験のための事前講習 ・建設業法施行規則に規定する登録機関技能者講習　など
障害者職業能力開発コース	・障害者職業能力開発訓練施設等の設置等 ・障害者職業能力開発訓練運営費（人材費、教材費等）

お問い合わせ先
沖縄労働局職業安定部
職業対策課 助成金センター
TEL：098-868-1606
FAX：098-868-1612

［助成額・助成率］　（　）内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練	賃金助成（1人1時間当たり）		経費助成		実施助成（1人1時間当たり）	
		生産性要件を満たす場合		生産性要件を満たす場合		生産性要件を満たす場合
① 特定訓練コース ※						
Off－JT	760円（380円）	960円（480円）	45%（30%）	60%（45%）	—	—
OJT	—	—	—	—	665円（380円）	840円（480円）
② 一般訓練コース						
Off－JT	380円	480円	30%	45%	—	—
③ 教育訓練休暇付与コース	—	—	30万円	36万円	—	—

※認定実習併用職業訓練において、建設業、製造業、情報通信業の分野（特定分野）の場合は経費助成率を30%→45%、45%→60%、60%→75%へ引き上げます。

失敗を恐れず、いろんなことに挑戦を！！

人の役に立つ仕事がしたいと思い、「人の暮らしを支え重要な役割を持ち、時代とともに進化し続け、やりがいのある建設業」に入職しました。これまで多くの人に支えられ、失敗を乗り越え、人間的にも成長することができました。皆さんも失敗を恐れず、いろんなことに挑戦してほしいです。

ライオンズ那覇三原マスターズゲート新築工事。電気・機械設備、工程・品質・安全管理などを担当。

南風原高等学校出身
大城　栄介さん（23歳）
（株式会社大城組　建築電設部）

おおしろ・えいすけ／南城市出身／2016年3月南風原高校普通科卒業／2018年3月パシフィックテクノカレッジ学院 電気・機械科卒業／2019年2月㈱大城組入社

将来の夢：電気・管工事施工管理技士を取得し、沖縄を代表するような現場を手掛けること。

沖建協「見える化」イメージアップキャラクター

あんぜんぼーや 誕生!!

建設業界のイメージアップと沖縄県建設業協会会員の「見える化」を図るため、協会のイメージアップキャラクター「あんぜんぼーや」のシールを作成しました。（A4サイズ、A3サイズ）

協会会員が施工する建設現場の出入り口など人目に触れる機会の多い場所に貼って、協会会員であることを示すＰＲ活動に使用してください。

追加で必要な場合は、所属支部窓口で配布します。

事務局から

2020年3月の動き

日	曜	沖建協・建産連・土木技士会・青年部会等	その他会議・講習会等
2	月	・沖建協「支部長・事務局長会議」(建労センター)	・職業能力開発協会「後期技能検定合否判定会」(那覇市)
3	火	・沖建協青年部会「沖縄総合事務局と青年部会との意見交換会」(沖縄総合事務局)	※延期　総合事務局「防災対応推進会議」(那覇市) ※中止　建設業振興基金「建設産業人材確保育成推進協議会」(東京都)
5	木	・沖建協青年部会「役員会」(沖建協委員会室)	
6	金		※延期　全国建産連「総務委員会」(東京都)
8	日		※中止　建設業振興基金「第27回建設業計理士検定試験(下期)」(宜野湾市)
10	火	※中止　沖建協「沖縄県土木建築部と沖建協との意見交換会」(県庁)	・経済団体会議「本会議」(那覇市) ・沖縄建設新聞「取締役会」(那覇市) ※中止　九州地区土木技士会「事務局長会議」(福岡県)
11	水	・沖建協「総務委員会」(建労センター)	
12	木		・全建「建設生産システム委員会」(東京都)
16	月		・沖縄県労働政策課「沖縄県契約審議会」(那覇市)
17	火	・沖建協「正副会長会議」(沖建協委員会室) ・沖建協「総合企画委員会」(建労センター)	・沖縄科学技術大学院大学発展促進県民会議「総会」(那覇市)
18	水		※中止　全建「協議員会」(東京都) ※中止　建退共本部「評議員会」(東京都)
19	木		※中止　建設業福祉共済団「都道府県建設業協会会長会」(東京都) ※中止　建設業振興基金「参与会」
21	土		※中止　大阪航空局那覇空港事務所「那覇空港第二滑走路現場視察会」(那覇市)
23	月		・暴力団追放沖縄県民会議「臨時評議員会」(那覇市) ・沖縄県環境整備センター「定例取締役会」(那覇市)
24	火	・沖建協「役員会」(建労センター) ・沖建協「労務対策委員会」(沖建協委員会室)	
25	水		※中止　建退共本部「事務局長会議」(東京都) ・建設技術センター「定時理事会」(那覇市) ・沖縄県防衛協会「三役会」(那覇市)
26	木	・沖建産連「役員会」(建労センター)	・建設業振興基金「監理技術者講習」※自宅学習方式へ変更 ※中止　全建「全国専務理事・事務局長会議」(東京都) ・経済団体会議「幹事会」(那覇市) ・パシフィックテクノカレッジ学院「教育課程編成委員会」(宜野湾市)
29	日		・大阪航空局那覇空港事務所「那覇空港第二滑走路供用式典」(那覇市)

2020年4月の行事予定

日	曜	沖建協・建産連・土木技士会・青年部会等	その他会議・講習会等
3	金	・沖建産連「防犯パトロール協定締結式」(沖縄県警)	
8	水	※中止　沖建協「新入社員研修(2泊3日)」～4/10(金)迄(糸満青少年の家) ・沖建協青年部会「役員会」(沖建協委員会室)	
9	木	・沖建協「1級建築(学科)施工管理技術検定試験受験準備講習会①/③」(建労センター)	
10	金	・沖建協「1級建築(学科)施工管理技術検定試験受験準備講習会②/③」(建労センター)	
13	月	・沖建協「1級建築(学科)施工管理技術検定試験受験準備講習会③/③」(建労センター)	
14	火	・沖建協「1級土木(学科)施工管理技術検定試験受験準備講習会①/③」(建労センター) ・沖建協「建設業における総合的IT活用実践研修会」～4/16(木)迄(建労センター) ・沖建協青年部会「通常総会」(建労センター)	・沖縄県道路利用者会議「理事会」(那覇市)
15	水	・沖建協「実践型人材育成訓練(土木学科・建築学科コース)」～6/9(火)迄(職業能力開発協会)	

事務局から

日	曜	沖建協・建産連・土木技士会・青年部会等	その他会議・講習会等
16	木	・沖建協八重山支部「総会」(八重山建設会館) ・沖建協北部支部「総会」(ゆがふいんおきなわ) ・沖建協浦添・西原支部「総会」(建労センター) ・沖建協那覇支部「総会」(沖縄ハーバービューホテル)	
17	金	・沖建協南部支部「総会」(サザンビーチホテル) ・沖建協中部支部「総会」(中部建設会館)	
20	月	・沖建協青年部会「広報委員会」(沖建協委員会室)	・磁気探査協会「磁気探査技士資格制度検討委員会」(宜野湾市)
22	水	・沖建協「1級土木(学科)施工管理技術検定試験受験準備講習会②/③」(建労センター)	・平和賞委員会「総会」(那覇市)
23	木		・九建協「専務・事務局長会議、会長会議」(大分県)
24	金		・全国建設青年会議「会長会議、準備会、講演会」(東京都)
28	火	・沖建協「1級土木(学科)施工管理技術検定試験受験準備講習会③/③」(建労センター)	
30	木		※延期　沖縄高専産学連携協力会「理事会・総会」(那覇市)

〔4月号会員の異動〕

新入会員

支部名	中部支部	郵便番号 所在地	〒904-2142 沖縄市字登川3395-1
会社名	㈱沖舗		
代表者名	松岡　明	TEL	098-934-3670
設立	昭和63年4月1日	FAX	098-938-6271
入会日	令和2年3月31日		

代表者・所在地・組織 等

ページ	支部名	会社名	変更事項	変更前	変更後
P18	那覇	㈱小波津組	代表者	小波津　英正	小波津　晧
P38	北部	㈲花城組	代表者	花城　清栄	小渡　浩江
P45	宮古	㈱松川建設	郵便番号 所在地	〒906-0015 宮古島市平良字久貝1062	〒906-0301 宮古島市下地字川満1180-1

退　会

ページ	支部名	会社名	代表者名
P28	浦西	㈲東洋建設	安谷屋　智章
P37	北部	㈱沖縄緑建	具志堅　和樹
P40	北部	㈱幸男組	田場　理嗣
P44	宮古	㈲大昭建設	松川　勇勝

沖建協会報　2020年4月号（第599号）
令和2年4月1日　発行
発　行　人　源河　忠雄

発　行　所　一般社団法人 沖縄県建設業協会
〒901-2131　沖縄県浦添市牧港5-6-8
TEL.098（876）−5211
FAX.098（870）−4565
編　　集　株式会社沖縄建設新聞

建退共制度のご案内

この制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。

事業主の方は、現場で働く方々の共済手帳に働いた日数に応じて、掛金となる共済証紙を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、建退共から退職金を支払うといういわば業界全体での退職金制度です。

Ⅰ. 退職金の予定運用利回りの変更について

中小企業退職金共済法に基づき5年に1度検討を行うこととされており、今回、検討の結果、建退共の退職金の予定運用利回りが2.7%から3.0%に引き上げられました。

このため、退職金の額に関する政令が改正されました。

※平成15年10月1日以降の掛金納付があり、かつ平成28年4月1日以降に退職金請求事由が発生される者については、平成15年10月1日以降の掛金納付分についても3.0%の予定運用利回りが適用されます。

※掛金納付月数が12月以上24月未満の場合、退職金の額は掛金納付額の3～5割程度の額となります。

Ⅱ. 退職金の支給要件緩和について

これまで、掛金納付月数が24月未満の場合については退職金の不支給期間となっておりましたが、これが12月未満に緩和されました。(死亡による場合は12月未満で変更ありません。)

※平成28年3月31日以前に退職金請求事由が発生する方は従来通りとなります。

Ⅲ. 被共済者による移動通算の申出期間の延長について

建退共制度と中退共制度、清退共制度及び林退共制度との間を移動した場合、退職後2年以内であった通算の申出期間が3年以内まで延長されました。

Ⅳ. 移動通算できる退職金額の上限撤廃について

これまで、移動通算できる額の上限を超える金額は差額給付金として被共済者に支給しておりましたが、その上限が撤廃され、全額が移動先の制度に移換できるようになりました。

Ⅴ. 電子申請方式の実施について

現行の証紙貼付方式に加え、証紙の電子申請方式が導入されます。

・R 2.10電子申請方式の試行的実施

・R 3.3までに電子申請方式の本格的実施(予定)

国の制度 5つの特長

1 国の制度なので安全確実かつ簡単

退職金は国で定められた基準により計算して確実に支払われます。
手続きはきわめて簡単です。

2 退職金は企業間を通算して計算

退職金は、A企業からB企業にかわっても、それぞれの期間が全部通算して計算されます。

3 国が掛金の一部を補助

新たに加入した労働者（被共済者）については、
国が掛金の一部（初回交付の手帳の50日分）を補助します。

4 掛金は損金扱い

掛金は、税法上全額について、法人では損金、個人企業では必要経費として扱われます 。
（法人税法施行令第135条、所得税法施行令第64条1項第1号及び第2項）

5 運営費は国が補助

機構の運営に要する主たる費用は、国の補助でまかなわれますので、
納めた掛金は運用利息とともに退職金給付に充当されます。

●お問い合わせは　〒901-2131 沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号
建退共沖縄県支部 電話 098－876－5214

三大災害をなくそう！

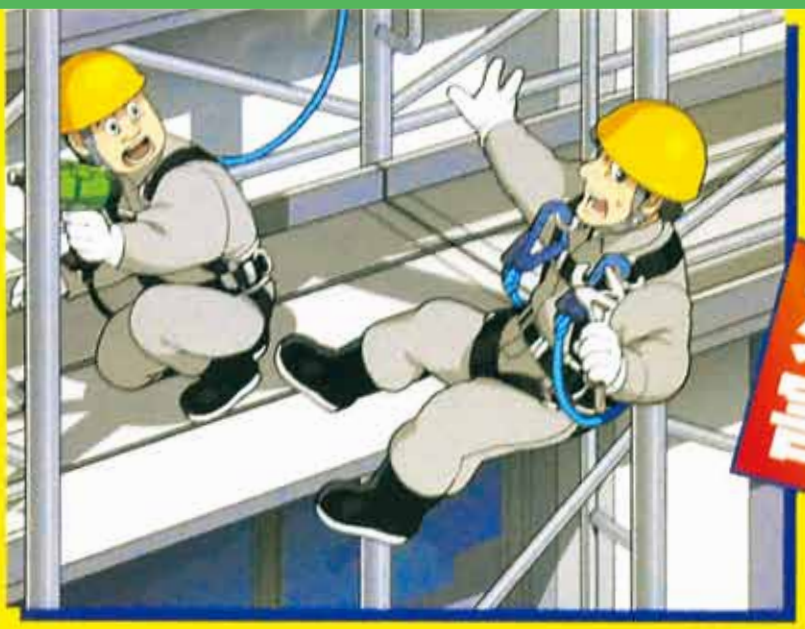

墜落・転落 災害

建設機械・クレーン等 災害

土砂崩壊 災害

建設業労働災害防止協会

建設業を もっと働きやすく

週休二日＋（プラス） 毎月 第4 土日 のお休みを目指します。

●(一社)沖縄県建設業協会　●(一社)沖縄県建設産業団体連合会
●沖縄総合事務局開発建設部　●沖縄県土木建築部